

大和市監査委員告示第11号

令和2年2月27日付け大和市監査委員告示第6号をもって公表した市民経済部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月30日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 古谷田力

監査の結果	措置の内容
<p>(産業活性課) 補助金交付に関する事務において、奨励金の算定を誤り、過払いが生じているものがあった。</p>	<p>(産業活性課) 過払い分については、相手方に説明のうえ、3月9日付で戻入通知を行いました。 今後は、再発防止のため、複数の職員による金額チェックの徹底など、確認体制を強化し、適正な事務処理に努めます。</p>